

令和4年度学校ICT活用支援業務仕様書（案）

1 委託名

令和4年度学校ICT活用支援業務委託

2 目的

学校における教員のICT活用をサポートするICT支援員を学校に配置し、授業支援、教員研修、教材作成等の支援を実施することで、岡山市立学校に整備したICT環境を効果的に活用して指導する教員の力を高めるとともに、岡山市における情報教育の推進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 履行場所

岡山市立学校（小学校87校（分校含む）・中学校37校・義務教育学校1校・高等学校1校）（別紙）

5 委託内容

ICT支援員が岡山市立学校を訪問することにより、次に掲げるICT活用支援業務及びその運営の一切の業務を行うこと。

(1) ICT活用支援業務

ア ICT機器、アプリケーションやデジタル教科書等のコンテンツ（以下、アプリケーション等）の活用に対する支援全般（設定・運用支援）

なお、個人情報を含むGoogleや各種アプリケーションのアカウント等の設定については、基本、学校の担当が行うこととし、ICT支援員は、必要に応じて、補助をすること。

イ ICT機器、アプリケーション等の操作研修を含む校内研修会の企画・実施・支援

ウ 授業準備・後片付け、授業中のICT機器、アプリケーション等の操作支援、機器トラブル対応（児童生徒支援も含む）

なお、必ず授業担当教員が主指導を務めることとし、ICT支援員は支援の立場として授業に入るようにすること。

エ 実践事例の収集・整理、好事例の紹介

オ 授業におけるICT活用についての助言

カ デジタル教材作成支援

キ 端末持ち帰りやオンライン授業に関する支援

(2) 訪問計画

ア 委託期間中、1校あたり年間17回（月2回程度）の訪問を行うこと。ただし、義務教育学校は年間34回とする。

イ 業務実施日は、月曜日から金曜日まで（祝祭日、年末年始・お盆休みを除く。）とすること。

ウ 訪問時間は、岡山市立小・中学校、義務教育学校は8時30分から17時00分（休憩1時間）、岡山市立高等学校は8時35分から17時05分（休憩1時間）とする。ただし、学級数6以下の学校は年間8回を半日訪問とする。訪問時間は8時30分から12時00分（移

動30分、休憩1時間)、13時30分から17時00分とする。

エ 翌月の訪問予定を、前月の25日までに学校と調整すること。

オ ICT支援員は担当校制とし、原則各中学校区同一のICT支援員が訪問すること。ただし、勤務体制により同一のICT支援員が訪問できないときは、引継ぎを確実にすること。

カ ICT支援員の病気等の事由により、訪問予定日に勤務できない場合は、速やかに担当校に連絡を行い、代替支援員、代替日などを調整すること。

キ 天災、感染症等の事情で緊急的な休校（教員の勤務なし）となった場合は、原則として代替日を設定する。

ク ICT支援員の訪問については、オンラインでの実施は原則不可とする。ただし、感染症等の感染状況や学校の状況によっては、教育委員会と協議する。

(3) 管理業務

ア 受託者は、ICT支援員が十分に学校の支援を行えるよう、ICT支援員とは別にICT支援員業務統括責任者を1名設けること。

イ ICT支援員業務統括責任者は、全体を統括するコーディネーター的な役割を果たし、ICT支援員が十分に学校支援を行えるように、ICT支援員の管理、業務状況の把握、指示、指導、助言等の管理及びサポートを行うこと。

ウ 業務委託期間中、ICT支援員の資質向上を図るため、ICT支援員業務統括責任者を中心に定期的な研修会を実施すること。

(4) 電話相談対応

ア 委託期間中の平日9時00分から17時30分までの間、学校からの相談及び問い合わせに対応できるように、相談窓口を設ける。相談及び問合せには電話・リモート等によって、助言・支援する。

イ 電話相談の内容と対応について相談対応報告書を作成し、岡山市教育委員会に提出する。

6 支援員等の要件

(1) ICT支援員は、ICT活用の基礎的なスキルを保持すると同時に、実践に役立つ知識・技術についての情報収集を意欲的かつ積極的に取り組み、ICTへの高い関心を持つ者であること。

(2) ICT支援員は、教職員、児童生徒と関わっていくうえで、適切なコミュニケーション能力を持ち合わせていること。

(3) ICT支援員は、学校で業務を行う際に適切な言葉遣いや身なりに注意を払うこと。

(4) ICT支援員は、教員や児童生徒に対して、受け身ではなく、積極的に支援を行うこと。

7 実施計画・実施状況報告等の提出

(1) 実施計画等

ア 受託者は、業務開始にあたり実施計画書を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。実施計画を変更する場合は、予め教育委員会の承認を得ること。

イ 実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・ 業務実施体制（業務従事者の氏名、訪問校）
- ・ 業務スケジュール
- ・ 業務内容
- ・ その他、業務実施にあたって必要な事項

ウ ICT支援員の変更があった場合には、速やかに届け出ること。

エ 受託者は、教育委員会が前月29日までに提出する翌月の業務依頼書（研修内容、授業支援をする学年・学級・使用する機能等）により、業務を行うものとする。

(2) 実績報告

受託者は、履行期間中、毎日の委託業務の実施状況について、教育委員会が認める様式に従って「委託業務完了通知書」及び「実績報告書（月次）」、「相談対応報告書（月次）」を作成し、翌月10日までに教育委員会に提出すること。ただし、3月の「委託業務完了通知書」及び「実績報告書（月次）」は、令和5年3月31日（金）までに提出すること。

(3) 業務の実施にあたり作成した成果物等に係る著作権は受託者が保有することとするが、事前に協議の上、教育委員会も成果物等を使用、又は複製し、公表することができる。

(4) 教員を対象としたICT支援員の業務に係るアンケートを年3回実施し、教育委員会に提出すること。

8 委託料の支払い等

(1) 受託者は、履行期間中、毎月の委託業務の実施状況に係る報告書（「委託業務完了通知書」及び「実績報告書（月次）」、「相談対応報告書（月次）」）を提出し、教育委員会の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、前項の検査に合格したときは、教育委員会に対し委託料の月額に係る支払請求書を提出することができる。

(3) 委託料の月額は、契約金額を12月で除して得た額とし、契約金額を12月で除して得た額に1円未満の端数が生じる場合は、初回支払月の月額に加算する。

4月分	円
5月分以降1月当たり	円

(4) 教育委員会は、適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該請求額を支払うものとする。

9 その他

(1) 適正な委託業務履行に必要な打合せを随時教育委員会と行うこととする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と教育委員会の協議により決定する。

(3) 受託者は、契約書作成に合わせて「市の保有する個人情報の取扱い委託に関する覚書」を締結し、個人情報保護の重要性を認識して業務を実施すること。

学 校 情 報

小学校（85校、分校2校）

番号	学校名	住所	電話番号	学級数
001	足 守	北区足守789番地	295-0058	6
002	伊 島	北区伊島町一丁目6番6号	252-2251	25
003	中 山	北区一宮702番地	284-0014	16
004	御 南	北区今保243番地3	243-2461	23
005	蛭 明	北区大井360番地	295-0142	6
006	大 元	北区大元上町9番43号	241-8562	27
007	野 谷	北区栢谷259番地1	294-3609	6
008	鯉 山	北区吉備津1444番地	287-3024	6
009	岡 南	北区岡南町二丁目4番5号	225-3526	12
010	石 井	北区寿町2番8号	252-5151	14
011	三 門	北区下伊福西町5番37号	252-2721	10
012	清 輝	北区新道1番地	225-4875	6
013	福 渡	北区建部町川口1302番地	722-2111	5
014	建 部	北区建部町富沢366番地	722-0073	6
015	竹 枝	北区建部町吉田1504番地	722-0818	4
016	牧 石	北区玉柏2108番地	228-0036	8
017	大 野	北区大安寺南町二丁目8番36号	252-1722	15
018	鹿 田	北区大供表町16番50号	225-4646	26
019	津 島	北区津島本町19番1号	253-3250	23
020	加 茂	北区津寺517番地	287-2077	7
021	馬屋上	北区富吉2944番地2	294-3602	3
022	御 野	北区中井町一丁目6番34号	225-3675	18
023	西	北区中仙道一丁目18番20号	241-0936	34
024	平 津	北区檜津738番地1	284-0010	6
025	吉 備	北区庭瀬256番地	293-0002	36
026	桃 丘	北区芳賀5111番地22	284-7668	6
027	陵 南	北区東花尻241番地1	292-0023	24
028	馬屋下	北区松尾105番地1	284-0407	6
029	御 津	北区御津宇垣1212番地	724-1721	6
030	五 城	北区御津新庄3055番地	724-0404	5
031	御津南	北区御津野々口1616番地	724-1131	6
032	庄 内	北区三手336番地2	287-2014	15
033	岡山中央	北区弓之町9番27号	234-7750	21
034	横 井	北区横井上178番地	294-2303	24
035	旭 東	中区門田屋敷本町1番17号	272-5168	6

036	旭 操	中区倉富160番地	276-2371	18
037	高 島	中区国府市場131番地	275-0069	31
038	竜之口	中区四御神266番地	279-4675	15
039	幡 多	中区高屋254番地	272-1776	25
040	三 勲	中区徳吉町一丁目1番21号	272-3141	18
041	財 田	中区長岡58番地2	279-0022	16
042	宇 野	中区原尾島一丁目9番1号	272-5281	25
043	平 井	中区平井四丁目19番52号	277-7204	23
044	富 山	中区福泊233番地	277-7221	19
045	操 南	中区藤崎45番地	277-7127	18
046	操 明	中区藤崎721番地3	276-0331	18
047	旭 竜	中区八幡8番地1区	275-0130	6
048	可 知	東区可知一丁目83番地2	942-3555	12
049	西大寺南	東区金岡西町435番地1	942-2074	7
050	開 成	東区金田1524番地	948-2042	6
051	古 都	東区古都宿453番地1	279-0616	6
052	角 山	東区才崎389番地	297-2378	4
053	西大寺	東区西大寺上一丁目19番21号	942-2155	14
054	豊	東区西大寺川口130番地2	942-2800	7
055	芥子山	東区西大寺松崎97番地	943-8570	24
056	城東台	東区城東台西三丁目6番3号	208-6430	6
057	御 休	東区西祖179番地	297-2031	6
058	江 西	東区瀬戸町江尻1399番地2	952-0033	18
059	千 種	東区瀬戸町鍛冶屋391番地	953-0604	6
060	雄 神	東区富崎218番地	942-3237	6
061	浮 田	東区沼1725番地	297-2017	6
062	平 島	東区東平島1293番地	297-3037	9
063	政 田	東区政津850番地	948-3406	6
064	甲 浦	南区飽浦250番地	267-2306	8
065	芳 田	南区泉田408番地	241-6900	15
066	浦 安	南区浦安本町95番地	264-7469	17
067	灘 崎	南区片岡1091番地	362-0052	12
068	迫川分校	南区迫川1094番地	362-0568	3
069	七 区	南区北七区61番地3	362-0171	6
070	小 串	南区小串3379番地	269-2014	3
071	福 田	南区古新田1095番地	282-1136	24
072	妹 尾	南区妹尾1353番地	282-1170	16
073	曾 根	南区曾根139番地2	298-2006	6
074	福 島	南区立川町3番37号	264-3151	12
075	興 除	南区中畦593番地	298-2010	7

076	南 輝	南区南輝三丁目6番9号	263-5800	16
077	東 疇	南区東畦656番地2	282-0900	12
078	彦 崎	南区彦崎2642番地	362-1179	9
079	平 福	南区平福一丁目7番1号	263-7621	15
080	福 浜	南区福富東一丁目1番1号	262-0145	23
081	第一藤田	南区藤田349番地	296-2877	9
082	第二藤田	南区藤田595番地	296-3129	12
083	第三藤田	南区藤田1757番地	296-2479	6
084	芳 泉	南区芳泉三丁目2番3号	264-6706	23
085	ひばり分校	南区泉田四丁目8番10号	265-1230	11
086	芳 明	南区万倍1番地	241-4005	16
087	箕 島	南区箕島2384番地	282-0279	12
合 計				1,135

中学校（37校）

番号	学校名	住所	電話番号	学級数
001	足 守	北区大井360番地	295-0250	5
002	岡 輝	北区岡町12番17号	224-0358	7
003	中 山	北区辛川市場159番地	284-0038	15
004	石 井	北区下伊福上町10番9号	252-1165	12
005	高 松	北区高松原古才30番地	287-2052	15
006	建 部	北区建部町建部上734番地	722-0517	3
007	御 南	北区田中581番地	241-3357	24
008	京 山	北区津島京町一丁目7番1号	254-2797	25
009	岡 北	北区津島東一丁目1番1号	252-3256	12
010	吉 備	北区庭瀬103番地	293-0003	27
011	岡山中央	北区蕃山町6番10号	225-0151	10
012	桑 田	北区東島田町二丁目3番35号	224-5836	22
013	御 津	北区御津宇垣1227番地	724-0541	6
014	岡山後楽館	北区南方一丁目3番15号	226-7100	6
015	香 和	北区吉宗590番地	294-2009	12
016	竜 操	中区赤田188番地1	272-9696	28
017	操 山	中区国富三丁目11番1号	272-2248	18
018	高 島	中区賞田190番地1	275-2882	15
019	緑ヶ丘	中区平井二丁目2572番地	272-5025	3
020	操 南	中区藤崎130番地2	277-7281	23
021	東 山	中区御幸町13番3号	272-2168	9
022	富 山	中区海吉1462番地5	277-2812	9
023	旭 東	東区大多羅町276番地	942-2644	21
024	上 南	東区金田722番地	948-3403	6

025	西大寺	東区西大寺上一丁目20番60号	9 4 2 - 3 8 1 8	13
026	瀬戸	東区瀬戸町瀬戸4 4 4番地	9 5 2 - 0 0 2 7	10
027	上道	東区南古都7 1 4番地	2 9 7 - 2 0 0 4	12
028	光南台	南区飽浦3 9 0番地	2 6 7 - 2 0 4 6	3
029	灘崎	南区片岡7 7 0番地	3 6 2 - 0 0 7 3	11
030	妹尾	南区妹尾1 2 1 2番地	2 8 2 - 1 1 4 4	9
031	福南	南区築港ひかり町10番35号	2 6 4 - 5 4 9 0	12
032	芳田	南区当新田4 6 8番地1	2 4 1 - 0 5 3 3	12
033	興除	南区中畦5 8 9番地4	2 9 8 - 2 0 3 4	10
034	藤田	南区藤田4 0 0番地	2 9 6 - 2 1 2 6	10
035	芳泉	南区芳泉三丁目2番1号	2 6 4 - 9 0 8 1	28
036	福浜	南区三浜町二丁目3番26号	2 6 2 - 1 1 7 8	19
037	福田	南区山田5 4 4番地3	2 8 2 - 0 3 7 0	12
合 計				490

義務教育学校（1校）

番号	学校名	住所	電話番号	学級数
001	山南学園	東区北幸田5 0 9番地1	9 4 6 - 8 1 0 2	初・中等部 11 高等部6

高等学校（1校）

番号	学校名	住所	電話番号	学級数
001	岡山後楽館	北区南方一丁目3番15号	2 2 6 - 7 1 0 0	12

※上記は、令和3年5月1日現在の学級数のため、令和4年度の学級数については増減あり。